

韓国が主要港湾区域で独自の SOx 規制を実施します

こちらは、英文記事「[South Korea implements emission reduction initiatives in major port areas](#)」

(2020年6月11日付)の和訳です。

2020年9月1日以降、韓国の仁川 (Incheon)、平沢・唐津 (Pyeongtaek-Dangjin)、麗水・光陽 (Yeosu-Gwangyang)、釜山 (Busan)、蔚山 (Ulsan) の港に停泊または着積するすべての船舶は、硫黄分濃度 0.10% 以下の燃料を使用する必要があります。



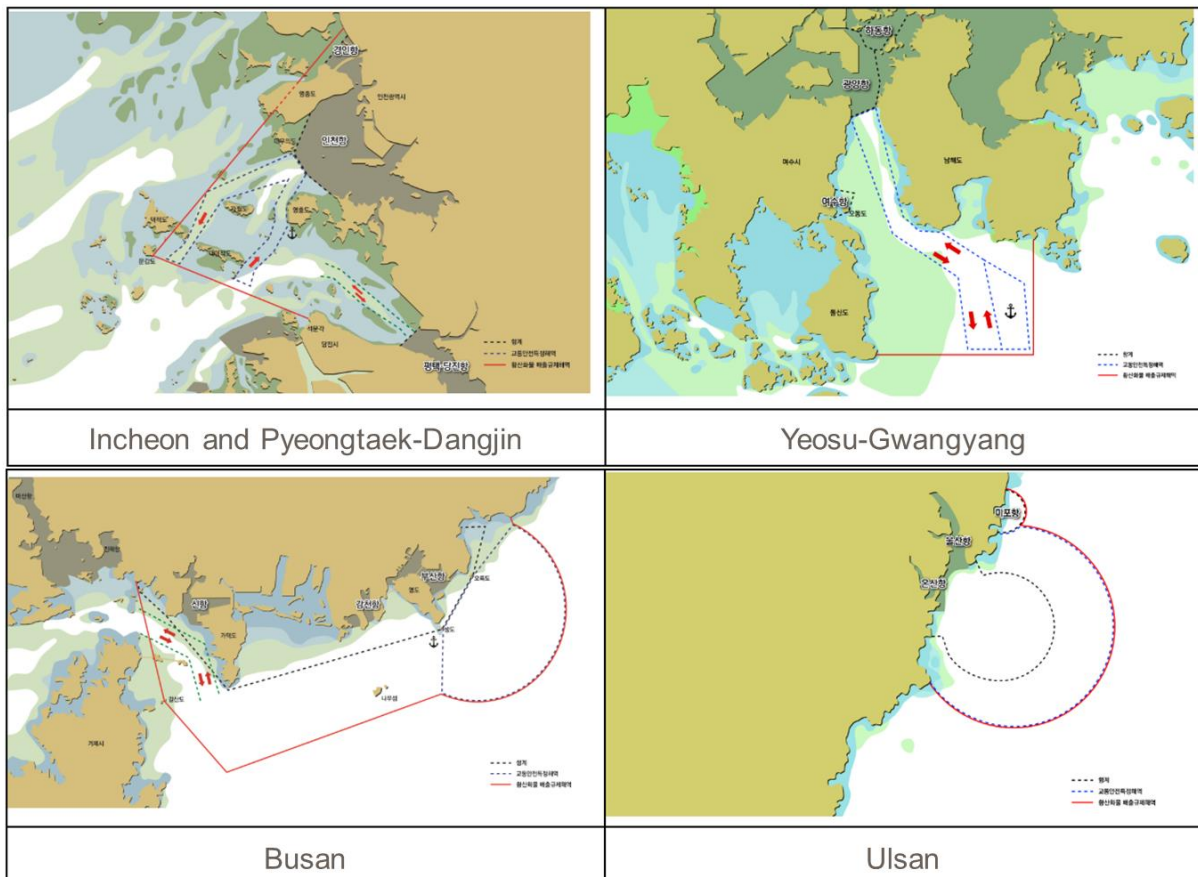
韓国の [Special Act on Air Quality Improvement in Port and Other Areas](#) (港湾等の地域の大气汚染改善に関する特別法) が、海運や港湾業務による大气汚染の削減に向けた国家的な取り組みの一環として 2020年1月1日に発効しました。同法で導入された一連の措置には船舶の運航方法に直接影響するものがあります。したがって、運航者と船長は以下の点に留意してください。

韓国の新しい排出規制海域 (ECA)

2020年9月1日から、韓国の以下の港湾区域が国内 ECA となります。

- 仁川 (Incheon)
- 平沢・唐津 (Pyeongtaek-Dangjin)
- 麗水・光陽 (Yeosu-Gwangyang)
- 釜山 (Busan)
- 蔚山 (Ulsan)

下の地図は [2019年12月26日の韓国海洋水産部の発表](#) (韓国語) から抜粋したもので、地図上の赤い線は、各港における ECA の範囲を示しています。



新たな硫黄排出規制について

韓国は、船舶による大気汚染物質排出に関する規制要件を以下のとおり段階的に実施する予定です。

- **2020年9月1日**以降、韓国の ECA に停泊または着積中は、硫黄分濃度 **0.10%**以下の燃料を使用する必要があります。係留／錨泊後 **1時間**以内または、出発の **1時間**前までに適合燃料に切り替える必要があります。
- **2022年1月1日**以降、韓国の ECA では、航行中か停泊中かを問わず、常に硫黄分濃度 **0.10%**以下の燃料を使用する必要があります。燃料切り替えは、ECA に入る前に完了させ、ECA から出た後に開始する必要があります。

韓国の大気汚染に関する特別法と MARPOL 条約附属書 VI は、直接的な関連はありませんが、韓国当局は、排ガス洗浄装置（スクラバー）やクリーン燃料（LNG）の使用など、硫黄排出量削減の点で少なくとも同程度の効果を持つ、規制遵守のための代替手段についても容認すると考えられます。

実施に関するガイドライン

韓国の検査官が使用する検証手段は、MARPOL 条約附属書 VI で規定された手段と同様に以下の項目が含まれると考えられます。

- 船舶が低硫黄燃料を使用する場合に確認される項目：バンカー・デリバリー・ノート（BDN）、燃料切り替え手順、機関日誌の記録、燃料油の品質／サンプル
- 船舶が LNG や排ガス用スクラバーなどの代替手段を使用する場合に確認される項目：国際大気汚染防止（IAPP）証書／記録、機関日誌の記録。

船舶の遅延や罰金を回避するために、以下の点にも留意してください。

- 燃料補給計画と燃料切り替え手順を再検討し、韓国の新たな規制要件に遵守できるようにしておくこと。
- 韓国の港における船舶の到着・出発日時、燃料切り替えの開始・完了日時をそれぞれできる限り速やかに記録し、検査の際すぐに提出できるよう、船内に保管しておくこと。
- 補油された低硫黄燃料油のバンカー・デリバリー・ノート（BDN）と代表サンプルを取得し、船内に保管するなどして、購入した燃料油の品質を文書で証明できるようにしておくこと。
- 適用される要件や関連する規制措置について、到着前に余裕を持って現地代理店や港湾当局に確認しておくこと。

自主的減速プログラム

減速航海を奨励し、インセンティブを付与するプログラムが、大気汚染が最も悪化する冬の期間に突入する前の 2019 年 12 月に導入されました。同プログラムが適用されるのは、釜山、蔚山、麗水・光陽、仁川の港で、参加する船舶は、減速航海の要件を満たせば入港／出港手数料の割引が受けられます。

減速プログラムが適用される海域は、各港の所定の灯台から測定した半径 20 海里に及びます。参加資格を持つ船舶は各港で異なりますが、3,000 GT 超であることが必要で、各港での「細塵排出」量が上位 3 位に入っている種類であることが必要です。

船舶の減速プログラムと、対象となる船舶の詳細については [2020 年 12 月 12 日の韓国海洋水産部の発表](#)（英語）をご参照ください。

その他の助言

世界各地の多くの地域、国、港で独自の厳格な硫黄排出規制が実施されており、今後もそうした規制エリアが増加することが見込まれます。したがって、運航者は、乗組員に航行先の管轄区域で実施されている硫黄排出規制を周知徹底するようにしてください。また、乗組員に規制に関する明確な手順やガイダンスを提供するようにしてください。Gard Insight「[Regional sulphur emission limits at a glance（地域別硫黄分濃度規制値の概要）](#)」では、独自の硫黄排出規制が適用されるエリアの一部をご案内しています。

本アラートは、韓国のコレスポンデントである *KOMOS Marine, Oil Pollution Surveyors & Adjusters Co., Ltd.* からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。